

外国人留学生のためのガイドブック2024



1 学習の案内 P.3

[1] 学部生 [2] 大学院生

2 明治大学の各事務室・施設 P.5

[1] 教務事務部（学部・大学院事務室） [2] 学生支援事務室 [3] 学生相談室 [4] 障がい学生支援室
[5] キャンパス・ハラスメント相談室 [6] 就職キャリア支援センター [7] 図書館 [8] メディア自習室 [9] 博物館
[10] 体育施設 [11] 礼拝室

3 国際教育事務室 P.11

[1] 取扱業務 [2] TA（ティーチングアシスタント） [3] 国際交流団体キャンパスメイト
[4] 国際交流ラウンジ [5] 国際教育事務室への提出物

4 在留手続 P.14

[1] 出入国在留管理局・支局・出張所 [2] 在留カード [3] マイナンバー（個人番号） [4] 在留期間更新
[5] 一時出国及び再入国 [6] 資格外活動許可 [7] 休学について [8] 退学・除籍者等について
[9] 卒業・修了後について（進路・在留資格）

5 留学生の奨学金 P.19

[1] 奨学金の概要 [2] 奨学金の応募方法

6 学費・諸会費の納入方法・納入期限 P.20

[1] 納入方法 [2] 納入期限 [3] 領収書

7 授業料補助制度 P.21

[1] 受給資格 [2] 補助率 [3] 申請手続 [4] 補助の方法

8 健康管理 P.23

[1] 健康保険への加入 [2] 明治大学学生健康保険 [3] 学生教育研究災害傷害保険
[4] 定期健康診断 [5] 学内診療所

9 住居・生活 P.24

[1] 国際教育事務室で取り扱う宿舍 [2] その他の宿舍一覧 [3] アパート・マンション等の紹介
[4] 部屋を探す際の一般的な注意 [5] 連帯保証人 [6] 住民登録 [7] 銀行口座の開設
[8] 携帯電話会社と契約する [9] 通学定期券 [10] 災害への備え [11] 事件・事故

10 明治大学キャンパス案内 P.30

11 学外諸施設の紹介 P.33

[1] 相談機関

* 明治大学 問い合わせ先

1 学習の案内

[1] 学部生

(1) 科目の履修について

受講する科目の単位を修得するためには、履修登録をしなければいけません。年度始めのオリエンテーション（ガイダンス）で配付、またはオンラインで公開される「便覧」・「シラバス」をよく読んでください。

(2) 進級条件について

学部によって1年次から2年次、あるいは2年次から3年次に進級する際、一定の単位以上を修得していないと進級できないことがあります。詳細については、所属学部で配付される「便覧」を確認してください。

(3) 外国人留学生のための科目「日本語」について

明治大学では、次のようなカリキュラムを設けています。修得した単位は、卒業要件単位に含めることができます。

1) 「日本語」（必修・選択必修科目）

学部留学生対象の外国語科目として、和泉キャンパス、生田キャンパス及び中野キャンパスでそれぞれ開講されています。授業内容及び履修方法等については『日本語・留学生共通日本語「日本語（上級）」シラバス』を参照してください。「日本語」は必修・選択必修科目です。卒業要件等、詳細は所属学部で配付される「便覧」を確認してください。1年次の「作文」の教科書は国際教育事務室で配付します。その他の科目の教材については、『日本語・留学生共通日本語「日本語（上級）」シラバス』を参照してください。国際日本学部及び総合数理学部の留学生は所属学部のシラバスを参照してください。

2) 「日本語（上級）」（選択科目）

必修・選択必修の「日本語」とは別に、留学生共通日本語として「日本語（上級）」が和泉キャンパスと駿河台キャンパスで開講されています。日本語力をもっと高めたいと考えている留学生は受講してください。修得した単位を卒業要件単位に含めることができるかどうかは、所属する学部によって異なりますので、『日本語・留学生共通日本語「日本語（上級）」シラバス』を参照してください。

* 留学生共通日本語「日本語（上級）」を受講するときは、必ず受講希望科目の各学期の第1回目の授業に出席し、受講許可を得てください。

* 「日本語（上級）」についてわからないことがあれば、国際教育事務室（日本語教育センター）に相談してください。

3) 「留学生共通日本語：日本語1～8」

交換留学生（国際日本学部を除く）を対象とした入門～中級レベルの正規科目です。受講を希望する学生は、日本語教育センターが行うプレースメントテストを必ず受けてください。

■ 日本語科目一覧

区分	単位	科目名		対象	取扱事務室
学部所属科目	あり (必修・ 選択必修)	日本語		学部1・2年	所属学部事務室
留学生共通日本語科目	あり (選択)	日本語（上級）	総合 / 口頭表現 / 文章表現	学部1～4年	国際教育事務室 (日本語教育センター)
		日本語7・8	総合 / 語彙・文型表現 / 聴解 / 読解 / 口頭表現 / 文章表現		
		日本語4～6	総合 / 読解 / 口頭表現 / 文章表現	国際日本学部 以外の交換留学生	
		日本語1～3	総合		

[2] 大学院生

(1) 科目の履修について

入学後、各自の研究計画に基づき、研究指導教員と相談の上、履修計画を立てて、履修計画書を提出してください。その上で、その履修計画に基づき、毎年履修登録を行ってください。詳細については、所属研究科のガイダンスの際に説明します。

大学院では研究科間共通科目を設置し、大学院学生が国際的・学際的能力を向上するための様々な科目を提供しています。研究科によっては、これらの科目を修了に必要な単位に含めることができます。

交換留学生の履修手続きについては、所属する研究科での説明に従って、行ってください。

(2) 日本語論文指導講座について

大学院（専門職大学院は含まない）に在籍する留学生を対象に、学術論文作成における日本語能力・ライティング能力向上を目的とした、「日本語論文指導講座」を開講しています（受講料不要）。申し込み方法等については、4月上旬に明治大学大学院ホームページ

(https://www.meiji.ac.jp/dai_in/grad-japanese-support.html)にてお知らせいたします（単位認定はありません）。

(3) 日本語論文添削指導について

大学院（専門職大学院は含まない）に在籍する留学生を対象に、駿河台・和泉・中野の3キャンパスにて、論文の「日本語表現」に関する添削指導を行っています。ただし、論文の内容に関する指導は行いません。添削指導の場所や時間等については、大学院の掲示板及びホームページにてお知らせいたします。

2 明治大学の各事務室・施設

[1] 教務事務部（学部・大学院事務室）

- 学生証の交付
- 証明書の発行
- 科目履修に関すること
- 入学、編入学、留学、休学、復学、退学、再入学、卒業・修了に関すること
- 試験に関すること
- 学割証、「学生証有効期限・通学区間」証明シールの発行
- 住所変更届、改姓・改名届の受付 など

[2] 学生支援事務室 <https://www.meiji.ac.jp/campus/>

- 健康管理に関すること（P.23 参照）
- 課外活動に関すること
- 厚生施設の利用に関すること
- 遺失物に関すること
- アパート・マンションの紹介

[3] 学生相談室 <https://www.meiji.ac.jp/soudan/>

学生相談室では、精神科医・カウンセラー・弁護士など専門スタッフと本学の教員相談員やインテーカー（初回面談を行う職員）が学生の相談に応じています。秘密は厳守されますので、気軽に利用してください。

キャンパス	開室時間	電話
駿河台 大学会館 2 階	月～金 10:00～17:00 ※土曜日は原則予約制です。 面談をご希望の場合は事前にご相談ください。	03-3296-4217
和泉 第一校舎 2 階		03-5300-1178
生田 中央校舎 2 階		044-934-7619
中野 低層棟 4 階		03-5343-8080

[4] 障がい学生支援室 <https://www.meiji.ac.jp/learn-s/sgg/index.html>

身体障がい、精神障がい（発達障がいを含む）などの障がいのある学生の教育研究活動のサポートを、学部・大学院事務室や学内外関係機関と連携しながら行っています。

キャンパス	開室時間	電話・Email
駿河台 リパティタワー 5 階	月～金 9:00～11:30、12:30～17:00	03-3296-4131 sgg_sien@meiji.ac.jp

[5] キャンパス・ハラスメント相談室 <https://www.meiji.ac.jp/koho/academeprofile/activity/harassment/>

キャンパス・ハラスメント相談室では、ハラスメントの防止対策と相談対応を行っています。ハラスメント相談の申し込み・予約は、本人（原則）が直接来室するか、電話、E-mail、FAX、郵送でも可能です。

キャンパス	開室時間	電話・Email
駿河台 大学会館 3 階	月～金 9:00～16:00 土（要予約）9:00～11:30	03-3296-4215 ch-free@mics.meiji.ac.jp

なお、相談員との面談を進めるには、本人による『相談申込票』の記入・提出が必要です。『相談申込票』は、キャンパス・ハラスメント相談室で受け取るか、本学HPよりダウンロードしてご使用ください。

[6] 就職キャリア支援センター <https://www.meiji.ac.jp/shushoku/>

(1) 就職キャリア支援センターについて

就職キャリア支援センターは、就職や進路等に関する個別相談や、キャリア支援、就職活動支援のためのイベント等を実施しています。また、全学生向けのイベントだけではなく、留学生向けに特化したフォローアップイベント等も行っていきます。

就職や進路について悩むことがあれば、まずは気軽に就職キャリア支援センターに相談してください。

(2) 就職キャリア支援センターの支援内容

- 就職や進路についての個別相談
- 各種就職活動支援イベントの実施
- OB・OG 名簿の公開
- M-Career 上において、求人情報や就職活動支援イベントのアーカイブ動画の公開 etc...

(3) 明治大学独自の就職支援システム「M-Career」について

M-Career は皆さんの就職活動をサポートする明治大学独自のシステムです。個別相談の予約や求人情報、就職キャリア支援センター主催のイベント情報等を得るためには M-Career の登録が必要となります。以下 URL より登録をしてください。なお、M-Career では主に以下のことができます。

<https://meiji.pita.services/career>

- 求人情報検索
- 就職キャリア支援センター主催イベントの日程や内容の確認・申し込み
- 過去の就職活動支援イベントのアーカイブ動画の視聴
- 就職活動報告書の閲覧（企業ごとの就活体験談）
- 個別相談の予約（対面・Zoom）
- OB・OG 名簿の閲覧予約（閲覧は事務室にて） etc...

(4) 場所・開室時間・連絡先

キャンパス	場所	開室時間	電話
駿河台	大学会館 2 階	月～金 9:30～18:00 土 9:00～12:30	03-3296-4233
和泉	第一校舎 1 階	月～金 12:30～16:30	03-5300-1432
生田	中央校舎 1 階	月～金 9:30～17:30 土 9:00～12:30	044-934-7584
中野	高層棟 6 階	月～金 10:00～18:00 土 9:00～12:30	03-5343-8090

※生田・中野は平日 11:30～12:30 の間、昼休みのため閉室しています。

※開室時間が変更になる時期がありますので、詳細は就職キャリア支援センターのホームページをご確認ください。[\(https://www.meiji.ac.jp/shushoku/\)](https://www.meiji.ac.jp/shushoku/)

[7] 図書館 <https://www.meiji.ac.jp/library/index.html>

(1) 図書館について

本学の学生は、駿河台・和泉・生田・中野の 4 つのキャンパスの図書館を自由に利用することができます。サービス内容などの詳細は図書館ホームページまたは『図書館利用案内 学生用』をご覧ください。

(2) 利用について

学生証が図書館利用証です。

入館及び全てのサービスの利用には学生証が必要です。必ず携帯してください。

■貸出冊数

貸出冊数は、学部生は 15 日間 15 冊、大学院生は 1 か月間 30 冊借りることができます。

■開館時間

図書館	月～金	土	日・祝日
中央図書館	8:30～22:00	8:30～19:00	10:00～17:00
和泉図書館			
生田図書館			
中野図書館			

* 詳しい開館日・開館時間は、図書館ホームページで確認してください。

(3) ポータルサービス

図書館ホームページから、図書の予約・他キャンパス資料の取寄依頼・貸出期間の延長・図書購入申込・他大学の図書館資料の文献複写や資料取寄の依頼等を行うことができます。

(4) OPAC (Online Public Access Catalog : オンライン目録)

図書・雑誌・電子資料などの所蔵資料は、OPAC を使って調べることができます。OPAC からは、明治大学図書館の蔵書検索だけでなく、明治大学以外の山手線沿線私立大学図書館コンソーシアム加盟の 8 大学（青山学院大学、学習院大学、國學院大学、専修大学、東洋大学、法政大学、明治学院大学、立教大学）の横断検索、及びその他の国内大学や国立国会図書館の連携検索ができます。OPAC は、図書館のホームページで公開されており、インターネットを通じて利用することができます。

(5) デジタル資料

図書館では、教育・研究の資料として重要な、電子ジャーナルや電子ブック、データベースといったデジタル資料を数多く契約しています。図書館ホームページからご利用ください。

(6) レファレンスサービス

図書館では、資料の利用を支援するサービスを提供しています。各図書館のレファレンスカウンターで、図書館の使い方の案内、OPAC 検索や文献の調べ方のアドバイス、さらに国内外の図書館にある文献の取寄せなどの受付を行っています。図書館や資料についてわからないことは、まずレファレンスカウンターで相談してください。

(7) 図書館内での PC の利用

インターネット、デジタル資料等を利用するために、図書館内で PC を貸し出しています。また閲覧席では電源・情報コンセント・無線 LAN を利用することができます。図書館内に自分の PC を持ち込んで使うこともできます。* 中野キャンパスでは高層棟 1 F ラーニング・ラウンジで PC を貸出しています。

* 図書館では、年間を通して図書館案内ツアー、各種講習会などを実施しています。詳細は、図書館ホームページ等で確認するか、レファレンスカウンターまで問い合わせしてください。

[8] メディア自習室

各キャンパスのメディア自習室では、在学生が自習・研究に利用できるコンピューター環境を提供しています。

■ 開室時間

校舎	月～金	土
駿河台キャンパス 12号館8階	9:00～21:00	9:00～18:00
和泉キャンパス メディア棟2階	8:50～19:20	8:50～16:20
生田キャンパス 中央校舎5・6階	8:30～19:00	8:30～16:00
中野キャンパス 高層棟2階	9:00～19:30	9:00～16:00

* 開室日時は、大学の行事や、メンテナンスのために変更になることがあります。ホームページでアナウンスしますので、確認をするようにしてください。

[9] ラーニング・ラウンジ（中野キャンパス）

高層棟1階にあるラーニング・ラウンジは学生交流や、学習相談、グループ学習、個人学習に利用できます。

ラウンジ内には語学や IT に関する教材があり、ラウンジ内で利用可能な PC の貸出も行っています。また、カメラ等の備品やグループ学習で利用可能な文房具や模造紙等も用意しています。（※入室には学生証が必要です。）

[10] 博物館 <https://www.meiji.ac.jp/museum/>

明治大学博物館は、刑事（1929年～）、商品（1951年～）、考古学（1952年～）の3つの博物館が統合され、2004年に駿河台キャンパスのアカデミーコモン地階に設置されました。博物館は、明治大学及び博物館が構築した資史料及び特色ある学術研究の成果を公開し、皆さんの学習と調査・研究に供することを使命としています。収蔵資料の展示とともに、講演会やガイドツアーをはじめとするさまざまな教育普及プログラムを用意し、展示室のほか、図書室、AV 教室、体験学習室、ミュージアム・ショップなどの施設を備えています。

- | |
|--|
| ■ 開館時間 月～金曜日 10:00～17:00（入館は 16:30 まで）
土曜日 10:00～16:00（入館は 15:30 まで）
※8月1日～9月19日の土曜日は休館。 |
| ■ 休館日 日曜日・祝日、夏季休業（8月10日～16日）、創立記念祝日（11月1日）、冬季休業（12月26日～1月7日）、創立記念日（1月17日） |
| ■ 観覧料 無料 |
| ■ 問合せ先 Tel 03-3296-4448（博物館事務室） |

明治大学博物館は各種 SNS アカウントで情報発信していますので、そちらも確認してください。



* 本学は、国立美術館キャンパスメンバーズ、国立科学博物館大学パートナーシップ、東京国立博物館キャンパスメンバーズ、ニュースパーク（日本新聞博物館）会員に加入しており、学生証を提示することで入館無料もしくは割引等の特典を受けられます。

くわしくはこちら。 (https://www.meiji.ac.jp/campus/campus_members.html)

[11] 体育施設 <https://www.meiji.ac.jp/campus/health/>

明治大学の体育施設のうち、所定の手続きにより利用が可能な施設について紹介します。

なお、開放については感染症などの拡大により実施しない場合があります。

■ **和泉体育施設**

和泉体育施設は本学学生・教職員に開放されています。なお、学生には、利用に当たり、本学の学生証の提出を求めます。開室時間・施設は(2)及び(3)を参照してください。

■ **事前に手続きが必要な施設とその方法**

フィットネスルーム及びプールを利用するためには、当該年度の健康診断を必ず受診してください。

① **フィットネスルーム 「トレーニング機器利用講習会（日本語による講習）」の受講が条件**

他の場所でフィットネス機器を利用した経験があっても、本学での機器利用ルールを知ってもらうために、和泉フィットネスルームが実施する「トレーニング機器利用講習会（日本語による講習）」の受講が必須となります。開催日程等は、体育館掲示板、大学 HP、Oh-o!Meiji などを通じてお知らせします。

② **プール**

所定の登録用紙により利用登録・ルール順守の誓約書を提出することが必要です。

プールは 25 メートル 6 コースの温水プールで、1 年を通して利用できます。ただし、プールで着用する水着およびスイムキャップは、運動用又は競泳用のものを着用してください。レジャー用水着では利用できません。

③ **授業及び行事のない日曜日と祝日のグラウンドおよびテニスコート**

大学公認サークルに対して、学生支援事務室で貸出しを行います。空き日程がある場合は、和泉総合体育館窓口（ウエスト 2 階通路）で確認の上、利用手続きを行ってください。

◆ **開放曜日・時間** * 2024 年度予定のため、各掲示を確認すること。

* 下記開放時間は、授業及びメンテナンスが入っている時間帯は利用できません。

施設	使用資格	月～金	土	日（祝日）
フィットネスルーム	講習会受講者のみ	授業以外の 9:00～20:40	13:15～17:45	
プール	事前申請者	別途掲示します		
グラウンド	学生支援事務室主催 の調整会で決定した 大学公認サークル			9:00～18:00 決定した時間帯
テニスコート				

■ **登録が必要ない施設とその方法** * 2024 年度の実施については体育館掲示を確認すること

平日の昼休みに卓球場、サブホール、グラウンドを利用することができます。ただし、12 時 30 分以降かつ 2 時限目の授業が終了後から 13 時 20 分までの時間帯に学生証と引き換えに使用することができます。

開放施設・可能種目等

	開放施設	種目	備考
平日の利用 では登録が 不要なもの	サブホール	バレーボール	* 授業が完全に終了するまでは施設内に入場することはできません。 * 決められた種目以外で利用することはできません。
		バドミントン	
	スポーツルーム A (卓球場)	卓球	
	グラウンド	サッカー	

■ 注意

- 開放される施設を利用する際は、本学の学生証の提出が必要です。
- 体育館内は、飲食及び土足厳禁です。各自でシューズケースや袋を用意してください。外履きを袋などに入れずに持ち歩くことを禁止します。
- 施設内では、外履きとは別に「体育館内専用シューズ（赤い靴ひもを付けたもの）」を事前に用意して、履いてください。
- 貴重品は和泉総合体育館ウエスト 2 階入口にある貴重品 BOX に入れてください。
- 更衣室で着替えた服及び荷物は、盗難予防のため、各自で使用する施設に持参してください。
- 施設開放時のルールを順守しない場合は、開放を中止することがあります。
- 健康に留意し、自らの責任で施設を利用してください。
- 天候や授業の都合により、授業場所が変更となり、施設開放が急遽中止となる場合があります。必ず、体育館インフォメーションボード（体育館ウエスト 2 階入口脇）で確認の上、利用してください。
- 電話での開放時間等の問い合わせには原則応じられません。

[12] 礼拝室

駿河台、生田キャンパスおよび中野キャンパスには礼拝室を用意しています。駿河台キャンパスおよび生田キャンパスで使用したい人は、国際教育事務室にお問い合わせください。中野キャンパスではラーニング・ラウンジ（高層棟 1F）までお問い合わせください。

3 国際教育事務室

国際教育センター及び日本語教育センターの主な業務は以下のとおりです。両センターの窓口は、国際教育事務室です。

なお、中野キャンパスでは、中野キャンパス低層棟 3 階事務室 4 番窓口（中野教育研究支援事務室）にて以下の業務（日本語教育センター関係は除く）の一部を取り扱います。

[1]取扱業務

<https://www.meiji.ac.jp/cip/>



(1) 国際教育センター

- 留学生受入れ
- 在留期間更新・在留資格変更・在留資格認定証明書交付申請に関すること
- 奨学金（留学生向け）に関すること
- 宿舍（社員寮等）の紹介
- 国際交流行事の実施
- 交換留学生の受入・派遣
- 協定校をはじめとする海外大学への留学相談
- 海外留学プログラムの運営
- 海外の大学との国際教育連携

(2) 日本語教育センター

- 留学生共通日本語科目の運営
- 日本語教育機関との連携
- 学長杯留学生日本語スピーチコンテストの運営
- 日本語短期研修プログラムの実施・運営

国際教育事務室では、留学生担当の教職員が勉学のことはもちろん日常生活上の身近な相談にも応じています。何か分からないことがあったら、気軽に来室してください。また、奨学金の募集情報や国際交流関係行事など最新の情報もお知らせしています。

(3) 窓口事務取扱時間

キャンパス	取扱日時
駿河台キャンパス グローバルフロント 2 階	月～金 9:00～17:00（11:30～12:30 を除く） 土 9:00～12:30
和泉キャンパス 第一校舎 1 階 留学生支援/海外留学	月～金 9:00～17:00（11:30～12:30 を除く） 土 閉室
生田キャンパス 中央校舎 1 階	月～金 9:00～17:00（11:30～12:30 を除く） 土 閉室
中野キャンパス 低層棟 3 階 * 国際連携：④カウンター	月～金 9:00～17:30（11:30～12:30 を除く） ※ 休講日は 17:00 閉室 土 9:00～12:30

* 日曜・祝祭日・大学の休業日及び大学の指定日は閉室します。また、事務取扱時間は、時期によって異なる場合があります。変更については大学のホームページや Oh-o!Meiji のほか掲示等でお知らせします。

[5] 国際教育事務室への提出物

留学生は、以下の表を参考にして、**Oh-o!Meiji のグループ「留学生提出物/International Students Submission」**に報告してください。

提出時期	提出物	該当ページ
・各年度の4月1日以降 ・在留カードを更新した時	・在留カードのコピー（両面）	P.15～16
・各年度の4月1日以降 ・資格外活動許可を得た時 ・アルバイトを開始/変更した時	・アルバイト情報（アンケート）	P.17
・一時出国をする1週間前まで	・一時出国情報（アンケート）	P.16

※Oh-o!Meiji のグループ（提出場所）のアイコン

（左：新入生用、右：新入生以外の在学生用）



4 在留手続

現在、日本に入国し滞在するすべての外国人は、「出入国管理及び難民認定法」という法律によって、日本での活動内容や手続きが細かく定められています。この法律で定められた手続を怠ると留学生生活を続けられなくなることもありますので十分注意が必要です。

[1] 出入国在留管理局・支局・出張所 <http://www.moj.go.jp/isa/index.html>

各キャンパス近郊で、皆さんが主に利用する手続（在留期間更新、資格外活動、再入国など）を受け付けている場所です。（他にも、支局・出張所はあります）

東京出入国在留管理局	<p>場所：〒108-8255 東京都港区港南 5-5-30</p> <p>受付時間：9:00～16:00（土・日・休日除く）-</p> <p>■ 留学審査部門 Tel：0570-03-4259、03-5796-7234</p> <p>■ 外国人在留総合インフォメーションセンター（東京） Tel：0570-013904／03-5796-7112 E-mail:info-tokyo@i.moj.go.jp</p>
立川出張所	<p>場所：〒186-0001 東京都国立市北 3-31-2 立川法務総合庁舎</p> <p>受付時間：9:00～15:00（土・日・休日除く）Tel：042-528-7179</p>
さいたま出張所	<p>場所：〒338-0002 埼玉県さいたま市中央区下落合 5-12-1 さいたま第2法務総合庁舎 1F</p> <p>受付時間：9:00～15:00（土・日・休日除く）Tel：048-851-9671</p>
千葉出張所	<p>場所：〒260-0026 千葉県千葉市中央区千葉港 2-1 千葉中央コミュニティセンター内</p> <p>受付時間：9:00～15:00（土・日・休日除く）Tel：043-242-6597</p>
横浜支局	<p>場所：〒236-0002 神奈川県横浜市金沢区烏浜町 10-7</p> <p>受付時間：9:00～16:00（土・日・休日除く） Tel：0570-425259／045-769-1729</p>
川崎出張所	<p>場所：〒215-0021 神奈川県川崎市麻生区上麻生 1-3-14 川崎西合同庁舎</p> <p>受付時間：9:00～16:00（土・日・休日除く） Tel：044-965-0012</p>

[2] 在留カード

(1) 在留カードの交付

在留カードは中長期在留者に対し、入国審査の際に交付されます。また、在留期間更新、在留資格変更のためには本人が出国在留管理局へ行き、手続きを行います。

■ 在留カード見本（出入国在留管理庁ホームページから引用）

<カードの表面>



<カードの裏面>



(2) 在留カードの携帯義務

この証明書は、常時携帯し、警察官など官公庁の行政官の要求に対して提示することが義務づけられており、これに違反すると罰金または懲役に処せられることがあります。

(3) 住居地の変更（市区町村での手続き）

この証明書の記載事項のうち、住居地に変更が生じた場合には、新しい住居地に移転した日から14日以内に、在留カードを

持参の上、移転先の市区町村の窓口へ届け出なければなりません。手続きが完了すると、在留カードの裏面に新しい住所が記載されます。別の市区町村へ移転する場合は、これまで住んでいた市区町村にあらかじめ転出届けを提出してください。

(4) 住居地以外の在留カード記載事項変更・在留カードの紛失等

住居地以外（氏名・生年月日・性別・国籍・地域など）の変更については、変更が生じた日から 14 日以内に、在留カードを持参の上、出入国在留管理局へ届け出なければなりません。手続きが完了すると、新しい在留カードが交付されます。在留カードをなくしたり、使えないほど汚したりした場合も、出入国在留管理局での手続きが必要です。

(5) 「出入国管理及び難民認定法」についての注意

- 所定の在留資格に係わる活動を正当な理由なく3か月以上行っていない場合、在留資格の取消対象となります。
- 在留資格に伴う活動を偽っていた場合、学歴・経歴を偽っていた場合、虚偽の研究計画書等を提出していた場合なども在留資格取消の対象となります。
- 不法滞在者に該当した場合、最高罰金額は 300 万円です。また、資格外活動を無許可で行っていた場合の最高罰金額は 200 万円です。

[3] マイナンバー（個人番号）

「社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）」では、住民票を有する全ての方に 12 桁の個人番号が通知されます。この番号は税金や災害対策等の各種行政手続きの際に必要になります。個人情報管理するための大切な番号ですので、捨てたり、必要のない人に見せたり、他人に渡したりしないでください。一度発行された番号は原則一生涯変更されず、日本から出国してもう一度日本に入国した場合も、同じマイナンバーを使います。詳しい内容や取り扱いについては、住所を届け出た市区町村にお問い合わせください。

[4] 在留期間更新


(1) 在留期間更新許可申請

定められた在留期間を超えて在留すると、不法残留として強制退去または刑事罰の対象となります。必ず在留期間が満了する **3 か月前から 2 週間前までに、国際教育事務室（中野キャンパスの場合は 3 階事務室 4 番窓口）で明治大学が作成する書類の交付を受け**、出入国在留管理局（支局・出張所等を含む）へ行き、在留期間更新許可申請を行ってください。書類の確認および明治大学が作成する書類が完了するまで 3 日の営業日が必要となります。通常、本学学生は在学中に 1 度は在留期間の更新を行う必要があります。各自の責任において常に有効な在留カードを所持して下さい。

手続方法については必ず最新情報を HP で確認してください。明治大学でも在留期間更新・在留資格変更に関するホームページを開設しています。

https://www.meiji.ac.jp/cip/student_support/entry_clearance/covid19_visa.html

1) 必要書類

1	在留期間更新許可申請書（出入国在留管理局所定用紙） ※「申請人等作成用」の計 3 枚（片面印刷） 詳しい作成方法は以下の URL からダウンロードできます。 https://www.meiji.ac.jp/cip/student_support/entry_clearance/covid19_visa.html	
2	顔写真（4×3cm）1 枚 ※正面から撮影された無帽、無背景で鮮明なもの	
3	パスポートのコピー（※顔写真のページ）	
4	在留カードのコピー（両面）	
5	在学証明書 1 通 成績証明書 1 通 ※他校から進学した者で、まだ本学の在学証明書や成績証明書が発行されない場合には、前校の「卒業証明書」及び「出席・成績証明書」を各 1 通	
6	収入印紙 4,000 円 ※入国管理局で新しい在留カードを受け取る時に必要です。大学に提出する必要はありません。	

※	<p>その他、該当者のみ必要な書類があります。以下の HP から確認してください。 https://www.meiji.ac.jp/cip/student_support/entry_clearance/covid19_visa.html</p>
---	--

2) 出入国在留管理局における在留審査の標準処理期間

2 週間～1 か月

3) 申請をする際の注意事項

- 対象は在留資格「留学」を持つ本学の学生です。
- 国際教育事務室（中野キャンパスの場合は 3 階事務室 4 番窓口）で明治大学が作成する書類の交付を受けてから出入国在留管理局に申請をしてください。
- 申請手続に来室するときには、1) の必要書類と、学生証を持参してください。
- 修正液・修正テープ・消せるボールペンは使用できません。書き間違いを訂正する場合は、訂正箇所^に二重線を引いてください。
- 証明書は全て、発行日から 3 か月以内のものを提出してください。
- 提出資料が日本語以外の言語により作成されている場合は、その資料に訳文を添付してください。
- 在留期間内であれば、在留期間更新許可申請中であっても再入国が可能です。
- アルバイトをしている場合は、在留期間更新申請と同時に、資格外活動許可申請も必ずご自身で行ってください。
- 在留期間の満了の日までに申請し、その申請に対する処分が在留期間の満了の日までに終了しない場合には、在留期間の満了後も、処分がされる日または従前の在留期間の満了の日から2か月を経過する日のいずれか早い日まで、引続き従前の在留資格をもって日本に在留することができます。
- * この特例措置の期間中に出入国を希望する場合には、在留期限から 2 か月を経過する日までに再入国して在留期間の更新申請処分を受ける必要があります。
- * 特例措置の期間中に資格外活動を希望する場合には、新たに資格外活動許可申請を行うことで、在留期間の満了日から 2 か月を経過する日まで許可されます。

(2) 「在留カード情報」(Oh-o!Meiji のグループ機能より報告)

新しい在留カードの受領後、Oh-o!Meiji のグループ「留学生提出物/International Students Submission」に在留カードのコピー（両面）をアップロードしてください。

以下の URL から Oh-o!Meiji での提出方法を確認できます。

https://www.meiji.ac.jp/cip/student_support/entry_clearance/6t5h7p000033wsma-att/ListofSubmission.pdf



[5] 一時出国及び再入国

(1) 「みなし再入国許可」

有効な旅券及び在留カードを所持する外国人が、出国する際、出国後 1 年以内に日本での活動を継続するために再入国する場合は、通常の再入国許可を受ける必要はありません。出国時に再入国 ED カードに「みなし再入国」の意思表示をしてください。この制度を「みなし再入国許可」といいます。

みなし再入国許可により出国した場合、出国後 1 年以内に再入国しないと在留資格が失われることとなりますので、注意してください。なお、出国後 1 年以内に、在留カードに記載されている在留期間満了日を迎える場合は、その日までに再入国してください。ただし、許可された在留期間内で、1 年以上日本を離れる場合には、日本を出国する前に再入国許可を得なければなりません。必要な方は入国管理局で申請手続きをしてください。

(2) 「一時出国情報」(Oh-o!Meiji のグループ機能より報告)

日本国外に出る場合は、授業期間、休業期間に関わらず、日本を出国する 1 週間前までに必ず国際教育事務室に出国情報を報告してください。詳細は以下 URL 先をご覧ください。

https://www.meiji.ac.jp/cip/student_support/entry_clearance/re_entry.html



[7] 休学について

在留資格「留学」で本学に在学している学生が休学する場合、「留学」の在留資格が失われます。したがって、そのままでは日本に在留し続けることやアルバイトに従事することはできません。速やかに帰国する必要があります。休学する前に国際教育事務室に相談してください。

[8] 退学・除籍者等について

明治大学を卒業・修了・退学した場合、または除籍された場合、14 日以内に出入国在留管理庁に「活動機関に関する届出」を出し、すみやかに帰国してください。卒業・修了・退学・除籍後、14 日以内に忘れずに出入国在留管理局へ届け出てください。

活動機関に関する届出（法務省所定様式）は以下の URL からダウンロードできます。

https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri10_00014.html

[9] 卒業・修了後について（進路・在留資格）

大学を卒業・修了後、「留学」の在留期間が残っていても日本に滞在することはできません。卒業・修了後も引き続き日本に滞在する場合には、進路に応じた在留資格変更申請を行ってください。詳細については以下の URL を確認してください。

https://www.meiji.ac.jp/cip/student_support/entry_clearance/graduation.html



卒業・修了後の在留資格については、3 月卒業・修了者は 12 月に実施される「卒業・修了ガイダンス」で説明します（9 月卒業・修了者は 7 月に実施）。ガイダンスの詳細は Oh-o!Meiji で通知しますので必ず確認してください。

5 留学生の奨学金

明治大学では、授業料補助制度の他、留学生を対象とする多数の奨学金を取り扱っています。なお、取扱事務室は駿河台・和泉・生田キャンパスの国際教育事務室、または中野キャンパス低層棟 3 階事務室（4 番窓口）です。奨学金に関する情報については、国際教育事務室の掲示板及びホームページに掲載していますので、確認してください。

HP: https://www.meiji.ac.jp/cip/student_support/funding/scholarship.html



[1] 奨学金の概要 ※記載情報は 2024 年度実施予定のものです

(1) 明治大学の奨学金

■ 明治大学私費外国人留学生奨学金

私費外国人留学生を対象とした奨学金であり、勉学の意欲を持ち、かつ、教育上経済的援助が必要と認められる外国人留学生を支援することを目的としています。

■ 明治大学連合父母会外国人留学生奨学金

外国人留学生を対象に明治大学連合父母会から給付される奨学金です。各学部の新入生のうち、成績優秀者に対して給付されます。

■ 国際化サポート外国人留学生奨励金

外国人留学生を対象に国際化サポート積立金から給付される奨学金です。各学部の 2 年生のうち、成績優秀者に対して給付されます。

(2) 学外の奨学金

■ 留学生受入れ促進プログラム（文部科学省外国人留学生学習奨励費）

独立行政法人日本学生支援機構の取り扱う奨学金で、成績優秀な学部生・大学院生に対し、給付されます。

■ 学外財団奨学金

学外の公益財団法人等により提供される奨学金です。奨学金の応募方法や給付要件等は、各奨学金によって異なります。応募方法により、「自由応募」、「一括応募」、「大学推薦」の3つの募集形態に分類されます。詳細は大学 HP で確認してください。

https://www.meiji.ac.jp/cip/student_support/funding/foundations.html



[2] 奨学金の応募方法

(1) 明治大学私費外国人留学生奨学金

各年度の春学期及び秋学期に募集します。春選考と秋選考では、募集方法、申請できる対象者が異なりますので、募集要項を確認の上、所定期間に必要書類をご用意の上、対象となる学期に申請してください。

(2) 明治大学私費外国人留学生授業料補助

各年度の春学期及び秋学期に募集します。春選考と秋選考では、募集方法、申請できる対象者が異なりますので、募集要項を確認の上、所定期間に必要書類をご用意の上、申請してください。9 月入学者は入学時のみ 9 月に申請を受け付けますが、次年度以降は 4 月に申請を行う必要がありますので注意してください。

(3) 応募不要

以下の奨学金については、大学で選考を行い採用者が決定されます。公募は行いません。

- 1) 明治大学連合父母会外国人留学生奨学金
- 2) 国際化サポート外国人留学生奨励金

6 学費・諸会費の納入方法・納入期限

[1] 納入方法

学費等の納入は、半期ごとの分納になります。納入の内訳は次のとおりです。

- 春学期：入学金＋学費（入学金以外）の1/2＋諸会費
- 秋学期：学費（入学金以外）の1/2
 - * 入学金は初年度のみ納入が必要です。
 - * 授業料補助対象者は秋学期の授業料に対して補助（減免）します。春学期のみの在学者、当該年度秋学期入学者については、補助適用決定後、補助額を指定の口座に振り込みます。
 - * 学費・諸会費の納入は、金融機関の窓口、または ATM 等から振り込んでください。振り込みの際は、学費振込用紙記載の金額を日本円で、記載の口座に電信扱いで振り込んでください。
 - * 日本国外からの送金は受け付けられませんのでご注意ください。

[2] 納入期限

学費等の振込用紙は本人宛てに送付します。本人以外には送付しません。振込用紙の送付時期及び納入期限は次のとおりです。

	振込用紙の送付時期	納入期限
春学期	4月初旬	4月30日
秋学期	9月下旬	10月20日

* 注意事項

- やむを得ない事情で上記納入期限までに学費・諸会費が納入できない場合は、所属する学部・大学院に「学費延納願」を提出して許可を得てください。なお、学費・諸会費が納入されない場合は、学則の定めるところにより除籍になるので注意してください。除籍になると、除籍取消をしても授業料補助は受けられません。
- 本人の現住所が変わった場合は、すぐに所属する学部・大学院に「住所変更届」を提出してください。

[3] 領収書

自国の税金手続関係で学費の領収書が必要な場合は、金融機関の窓口から納入し、領収書を受領してください。取扱金融機関の収納印を以って本学の領収とします。ATM・インターネットバンキング等から振り込む場合は、領収書が発行されません。ATM・インターネットバンキング等から振り込む場合は利用明細等を本学の領収に代えます。なお、領収書は改めて発行しませんので、大切に保管してください。

7 授業料補助制度

明治大学では私費外国人留学生に対して、授業料の補助（減免）を行っています。

以下は 2024 年度実施予定の授業料補助制度の概要です。詳細についてはホームページに掲載されている「明治大学私費外国人留学生授業料補助」を確認してください。

https://www.meiji.ac.jp/cip/student_support/funding/mkmht0000002f217.html



[1] 受給資格

次の条件をすべて満たす者。

- 1) 学業及び人物とも優れ、かつ、留学生活上の経済的援助が必要であると認められる者。
- 2) 在留資格が「留学」であること。（あるいは「留学」へ変更申請中であること。）
なお、協定留学または認定留学中で「留学」の在留資格が失効している者の応募は認める。
- 3) 本学の正規課程に在学する私費外国人留学生であること。（交換留学生は除く）
- 4) 前年度までの GPA が、学部生 2.00 以上、大学院生 3.00 以上（会計専門職研究科のみ 1.70 以上）の者。なお、新入生においては成績を問わない。
- 5) 新入生を除く学部生は、前年度修得単位数が 20 単位以上であること。ただし、次の者は 10 単位以上であること。①前年度秋学期入学者 ②今年度復学者で休学直前に半期在学した者
- 6) 経費支弁者からの仕送り額が平均月額 90,000 円以下（入学金・学費除く）であること。日本国内在住の経費支弁者がいる場合、経費支弁者の年収が 500 万円未満であること。
- 7) 明治大学グローバル選抜助成金、明治大学私費外国人留学生特別助成金を受給していない者。
- 8) 今年度に原級、在籍原級または留籍していない者。また、申請学期に休学をしない者。
- 9) 今年度に懲戒処分を受けていないこと。

* 申請以降に除籍・退学・懲戒処分となった場合は補助の対象外となります。一度除籍になった場合、除籍取消を行っても、その年度は補助の対象外となります。

* 受給資格があっても、申請手続を行わなければ補助制度は適用されません。

[2] 補助率

学 年	補助率決定基準	補助額
学部新入生	不問	40 万
大学院・専門職学位課程 新入生	不問	20 万
大学院 M2,D2 以上	所属研究科の有資格者のうち成績上位 50%以内	20 万
専門職学位課程 2 年生以上		20 万
学部 2 年生以上	所属学部の有資格者のうち成績上位 10%以内	40 万
	所属学部の有資格者のうち成績上位 30%以内	30 万
	所属学部の有資格者のうち成績上位 60%以内	20 万

■ 予算範囲で補助対象者を選考するため、受給資格を満たした申請者でも、補助対象から外れる場合があります。

■ 補助は学費の中の「授業料」のみを対象とします。

■ 補助額は年度によって変更される場合があります。

[3] 申請手続

■ 申請時期：4 月中旬頃

* 当該年度秋学期入学者・復学者の申請時期は 10 月頃となる予定です。（秋学期入学者であっても、翌年度以降は必ず春学期

に申請してください。)

* ホームページ「明治大学に在籍する外国人留学生の方へ」、でお知らせします。通知に従い、申請締切日までに国際教育事務室に申請書類を提出してください。

[4] 補助の方法

9 月下旬頃送付される秋学期分の授業料振込用紙において、授業料補助額を差し引いた額が請求されます。送付された「授業料振込用紙」で確認してください。当該年度秋学期入学者・復学者は、補助決定後に補助額を指定の口座に振り込みます。

[1] 健康保険への加入

3か月を超えて日本に在留する外国人は住民登録と共に国民健康保険等の健康保険への加入が義務づけられています。健康保険の加入には保険料の支払いが必要ですが、医療費の保険診療分の自己負担が30%になります。この保険に加入するには、居住地の市・区役所等で手続きが必要です。国民健康保険加入後は、急病やケガに備えて保険証は常に携帯してください。なお、国民健康保険に関するご質問は、居住地の市・区役所に問い合わせてください。

[2] 明治大学学生健康保険 https://www.meiji.ac.jp/campus/gaku_ken/index.html

明治大学には、在学中の万一の病気やケガによる学生の経済的負担を軽減するために、一定額の給付を行い、相互に救済することを目的として、独自の“学生健康保険互助組合”があります。本学に在籍する学部・大学院の全学生が入学と同時に組合員になります。

学生健康保険互助組合は、駿河台・和泉・生田・中野の各キャンパス周辺や全国主要都市にある約150ヶ所の医療機関と契約を結んでおり、これらの協定医療機関において「外来」で診察を受ける場合には、「学生証」と「健康保険証」を提示することにより、保険診療分の自己負担はありません。また、協定のあるなしにかかわらず、全国の保険医療機関に「入院」した場合には、学生健保に申請することにより一部が給付される制度（特別入院給付金）もあります。協定医療機関や、各種申請による給付など、詳しくは「学生健康保険のしおり」を参照するか、駿河台・和泉・生田キャンパスの学生支援事務室、または中野キャンパス低層棟3階事務室5番窓口にお問い合わせください。



[3] 学生教育研究災害傷害保険 <https://www.meiji.ac.jp/campus/gakusai/index.html>

教育活動中の傷害事故に備え、全学生が「学生教育研究災害傷害保険（学研災）」に加入しています。保険料は全額大学負担です。正課授業中、大学行事中、課外活動中の急激かつ偶然な外来の事故傷害が対象で、保険の要件を満たしている場合に適用されます。詳細は駿河台・和泉・生田キャンパスの学生支援事務室、または中野キャンパス低層棟3階の事務室5番窓口にお問い合わせください。



[4] 定期健康診断 https://www.meiji.ac.jp/campus/hoken_ei/teiken.html

全学年を対象に、毎年4月上旬に定期健康診断を実施します。病気の早期発見や自身の健康管理のためにも、必ず毎年受診してください。健康診断の結果によっては、健康管理に関する助言をおこない、必要に応じて学外の医療機関を紹介します。



[5] 学内診療所 https://www.meiji.ac.jp/campus/hoken_ei/clinic.html

学内診療所は、駿河台・和泉・生田・中野の各キャンパスにあります。各診療所には、医師、保健師、看護師がおり、診察や健康管理に関する相談をおこなっています。学内診療所を受診する際には、必ず学生証を提示してください。各診療所によって受付時間が異なるので、HP または電話にて確認をしてください。



9 住居・生活

留学生を対象とした宿舎の情報については、ホームページ「明治大学に在籍する外国人留学生の方へ」、または、国際教育事務室の掲示板に情報を掲載します。その他、アパート・マンション等の紹介や手続きは、各キャンパスのキャンパスサポートに相談してください。

[1] 国際教育事務室で取り扱う宿舎

以下の宿舎については、国際教育事務室が窓口となり、入居の申請などを受け付けます。入居申請や入居中・退去時の手続きについては、国際教育事務室からの案内に従ってください。

■ 留学生向け宿舎情報：

https://www.meiji.ac.jp/cip/student_support/accommodation/info.html



(1) 社員寮

(公財) 留学生支援企業協力推進協会の実施するプログラムで、日本企業の社員寮に留学生を受け入れることにより留学生を経済的に支援し、かつ当該企業の社員と留学生との国際理解を深めることを目的としています。入居条件等は各寮で異なりますが、寮費は月額 10,000 円～20,000 円程度です。入居候補者は国際教育センターが選考して推薦をします。

(2) 東京国際交流館

独立行政法人日本学生支援機構が取り扱う宿舎で、大学院生を対象とした宿舎です。詳細は日本学生支援機構のホームページ (<https://www.jasso.go.jp/ryugaku/kyoten/tiec/index.html>) をご確認ください。

住所	江東区青海 2 丁目 2 番 1			
最寄駅	ゆりかもめ「東京国際クルーズターミナル」駅徒歩 3 分			
部屋タイプ	単身用		家族用	
広さ	20m ²	30m ²	80m ²	100m ²
居室数	330 室	300 室	110 室	56 室
月額家賃 * 水光熱費等別	35,000 円	52,000 円	74,500 円	86,500 円

[2] その他の宿舎一覧

その他学外の留学生向け宿舎について紹介します。入居を希望する場合には、各自で手続きを行ってください。

名称	物件所在地等
アジア文化会館	文京区本駒込 2-12-13 https://www.abk.or.jp/asian_cultural_center/
力行会館	練馬区小竹町 2-43-12 http://nikkokai.or.jp/?page_id=4351
東京都太田記念館	杉並区久我山 2-16-14 http://www.otakinen.com/
タマエスティ国際学生会館	東京都柏江市猪方 4-1-1 http://www.tamaesty.com/

[3] アパート・マンション等の紹介 <https://www.meiji.ac.jp/campus/apartment/index.html>

その他、アパート・マンション等の紹介は、(株)明大サポートで行っています。

詳細は、(株)明大サポートのホームページをご確認ください。



[4] 部屋を探す際の一般的な注意

(1) 契約前

- 必ず入居者本人が実際に何件か下見をして、周囲の環境・日当たり・部屋の構造等確認してください。
- 家賃等は、都心からの距離・広さ・日当たり等によって異なります。

(2) 契約時

- 契約は、後のトラブルを防ぐためにも口約束ではなく必ず文書で取り交わすようにしてください。契約書の中にある「特約事項」の内容については特に注意が必要です。
- 部屋を借りるときには、家賃のほかに家主に対して敷金・礼金などを支払う場合があります。敷金は、家賃の滞納・光熱費などの未払い金・部屋の損害などがある場合には、清算費用にあてられます。礼金は返されません。契約時には、礼金・敷金（それぞれ部屋代の1～2か月分）に加えて、入居する月と次月の家賃が前払いのため、家賃が2か月分がかかります。したがって、部屋を借りる場合150,000円～300,000円くらいが必要です。
- 契約書は効力が消滅するまで必ず保管しておいてください。

(3) 入居中

- 通常、部屋には家具や生活道具はついていませんので、自分で購入しなければなりません。
- 入居者本人以外の方が同居することはできません。
- 部屋代（家賃）は、原則として月末までに翌月分を前払いします。
- 部屋を退去するときは、部屋に入ったときと同じ状態であることが要求されます。壁に釘を打ち付けたり、壁や床等を汚したまま退去すると補償金を請求されることがありますので注意しましょう。
- 入居中、近隣住民とのトラブルのほとんどがゴミと騒音の問題についてです。ゴミを収集する場所、曜日、時間、方法は住んでいる場所によって異なります。入居前に市区町村の役所（ウェブсайт）などで確認し、必ずルールを守って下さい。わからない場合は市区町村の役所、大家さん、不動産屋などに聞いてください。
- 室内で夜遅くまで音楽を聞くことや、夜間に屋外で電話することなども騒音トラブルになりますので注意して下さい。

(4) 退去時

- 部屋を借りる契約期間は、通常1～2年です。契約の途中で住んでいた部屋を出る場合は、契約書に記載されている期日までに家主に伝えなければなりません。

[5] 連帯保証人

一般的に日本で民間のアパートやマンションを借りる場合、連帯保証人が必要となります。日本国内に連帯保証人を見つけられない場合は、以下の保証会社を紹介しています。本学に在籍する外国人留学生であれば、特別料金で保証及びサービスを受けることができます。

(1) 保証会社

株式会社グローバルトラストネットワークス（以下、GTN社）
〒170-0013 東京都豊島区東池袋1-21-11 オーク池袋ビル2階
Tel : 03-5956-4111 / Fax : 03-6804-6802
HP : <https://www.gtn.co.jp/business/rent-warranty/tenant/>

(2) 加入条件

- 本学に在籍していること ※卒業・退学・除籍等、学籍を失った時点で無効となります。
- 原則として、在留資格が「留学」であること
- 契約期間中は、明治大学国際教育センターの指示に従うこと

(3) 契約の流れ

1) 審査に必要な書類等を用意する

- A: 在留カード（表・裏）
- B: パスポートの顔写真ページ
- C: 学生証（表・裏）※進学時期は、合格通知書もしくは入学許可証
- D: 緊急連絡先（本国のご両親及び日本国内の知人）

2) GTN社のチラシを入手する

以下のURLからダウンロードして印刷することができます。

https://www.meiji.ac.jp/cip/student_support/accommodation/insurance.html

3) GTN 社のチラシを不動産会社に提出する

(4) その他サービス内容

1) 多言語対応

(日本語、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ネパール語等)

2) 24 時間生活サポート

(電気・ガス・水道の開始手続代行、賃貸借契約の解約・更新の案内等)

[6] 住民登録

日本に滞在する全ての住民が、住居地の市区町村の窓口で住民登録をすることが法律で定められています。住む場所を決めてから 14 日以内に、在留カードを持参のうえ、居住地の市・区役所で手続きを行ってください。

[7] 銀行口座の開設

留学生はどの銀行でも口座を開設できますが、郵便局でゆうちょ銀行口座を開設することを推奨します。留学生を対象とした JASSO 奨学金の中にはゆうちょ銀行の口座がないと申請できないものがあるためです。口座開設にあたっては、ほんこと本人確認書類(在留カードなど)が必要です。このほんこは必ず安全な場所に保管して下さい。

[8] 携帯電話会社と契約する

携帯電話の契約には、在留カードと本人名義のクレジットカードまたは銀行のキャッシュカード等が必要です。また、未成年の場合は保護者の同意書が必要となります。SoftBank・au・NTT docomo などの携帯電話ショップがあります。SIM カードだけ契約したい場合は、GTN モバイルでも 6 か国語で利用できます。(<https://gtm-mobile.com/>)

[9] 通学定期券

通学定期券は、自宅の最寄り駅・バス停から所属する学部、研究科のあるキャンパスの最寄り駅・バス停までの区間について購入することができます。定期券の有効期間には 1 ヶ月・3 ヶ月・6 ヶ月の 3 種類があり、有効期間内であれば何度でも利用することができます。

明治大学の学生証があれば、通学定期券を学生割引料金(学割)で購入することができます。通学定期券の購入方法は、最寄り駅・バス停の窓口で確認してください。

なお、電車内や駅構内、バス車内は禁煙です。また、車内では携帯電話の通話を控えてください。

[10] 災害への備え

(1) 防災ブック「東京防災」

東京都防災ホームページから閲覧できる「東京防災」を参照してください。英語・中国語・韓国語版があります。

■「東京防災」：

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1002147/1008042/index.html>

(2) 地震

家の中で一番安全な場所を確認しておきましょう。一人一日 2～3 リットルを目安に飲用水を確保しておくとともに、「非常用防災袋」として、リュックか救急袋を用意し、懐中電灯や食料品、現金、救急セットなど、必要な物を入れておきましょう。

また、避難場所と最寄りの病院及びその経路を確認しておきましょう。避難場所は住んでいる市区町村に尋ねるか、市区町村のウェブサイトを確認することができます。

明治大学のキャンパス内にいるときに地震が起きたら、「明治大学防災ガイド」に従って行動します。

■明治大学防災ガイド：<https://www.meiji.ac.jp/koho/disaster/guide/index.html>

大きな地震が発生した場合は、体制が整い次第、明治大学ホームページまたは所属の学部・大学院事務室等から Oh-o!Meiji を通じて情報をお知らせしますので、必ず確認してください。

(3) 台風・洪水

日本では夏から秋にかけて台風が多く、強い風や大雨で、地滑りや洪水などの被害がでることがあります。

台風の予報が出たときは、庭、あるいはベランダに出しているごみ箱、鉢植え、自転車、置物などは固定するか家に取り入れ、強風に吹き飛ばされないようにします。また、地震への備えと同じく、非常用防災袋の準備や、避難場所とその経路を確認しておきましょう。

強風のときには、外出をしないでください。気象情報に十分注意し、避難勧告や指示が出れば速やかに避難します。大きな台風が来ると大学の授業が休講になることもあります。その場合は、明治大学のウェブサイトや Oh-o!Meiji でお知らせしますので、必ず確認してください。

[11] 事件・事故

(1) 事件・事故に巻き込まれたら

・ だろぼう、暴力の被害、交通事故にあったときは警察署に連絡しましょう。電話番号は 110 です。落ち着いて、①何が起った、②いつ、③どこで、を伝えます。自宅がだろぼうの被害にあったときは大家さんや不動産屋に必ず連絡をしましょう。そのような被害にあった場合、必要があれば大使館にも連絡しましょう。

(2) 病気やケガをしたら

軽いけがや病気で、自力で病院に行ける場合は、自分で行きましょう。各地区には休日・夜間にも診療を行っている医療機関があります。大きなけがや重い急病の時は、消防署に連絡して救急車を呼びます。電話番号は 119 です。落ち着いて、①救急であること、②どうしたのか、③どこにいるのか（住所、目印になるもの）、④名前、⑤電話番号、を伝えてください。119 番は無料で消防署につながります。救急車を呼んだとき、可能なら、健康保険証を用意しましょう。

(3) 火事が起きたら

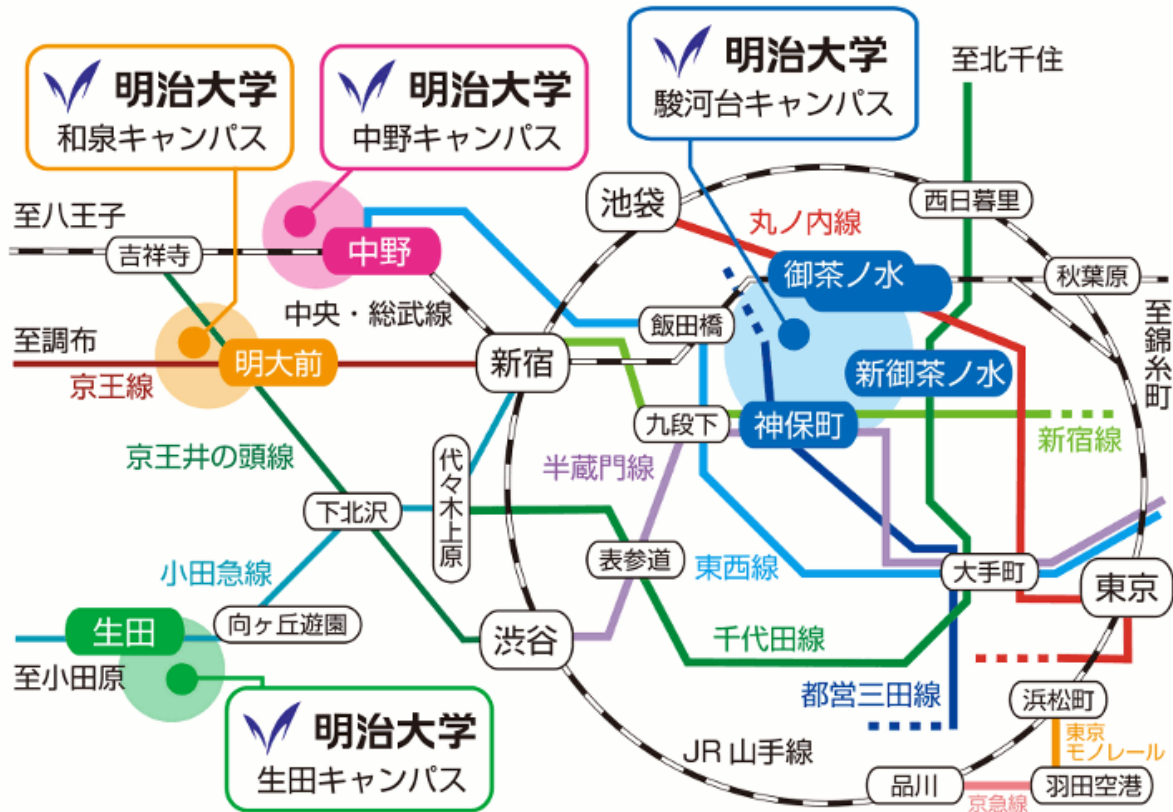
火事の際はまず、大声で近所の人に知らせ、消防署に電話しましょう。電話番号は 119 番です。落ち着いて、①火事であること、②どこで（住所、目印）、③何が燃えているか、を伝えましょう。119 番は無料で消防署につながります。

(4) 交通事故にあっってしまったら

事故の被害者になってしまったら、すぐに警察署に届けます。事故の届出がされていないと、保険金支払請求に必要な交通事故証明書が受けられないことがあります。運転していた人と、車の持ち主（運転していた人が車の所有者でない場合）の住所、氏名、車両番号、保険の加入年月日、保険会社を確認します。軽いケガと思っても、医師の診断を受けてください。

事故の加害者になってしまったら、応急手当や救急車の手配など、被害者の救護にあたったあと、警察署へ知らせます。このようなときのために、学生相談室で弁護士に相談できる日もあります。特に交通事故の被害者・加害者になってしまった場合は、国際教育センターや学生相談室に相談してください。

10 明治大学キャンパス案内



(1) 駿河台キャンパス https://www.meiji.ac.jp/koho/campus_guide/suruga/access.html

〒101-8301 東京都千代田区神田駿河台 1-1

- JR 中央線・総武線、東京メトロ丸ノ内線「御茶ノ水駅」下車 徒歩 3 分
- 東京メトロ千代田線「新御茶ノ水駅」下車 徒歩 5 分
- 都営地下鉄三田線・新宿線、東京メトロ半蔵門線「神保町駅」下車 徒歩 5 分

(2) 和泉キャンパス https://www.meiji.ac.jp/koho/campus_guide/izumi/access.html

〒168-8555 東京都杉並区永福 1-9-1

- 京王線（都営地下鉄新宿線京王新線直通）・京王井の頭線「明大前駅」下車 徒歩 5 分

(3) 生田キャンパス https://www.meiji.ac.jp/koho/campus_guide/ikuta/access.html

〒214-8571 神奈川県川崎市多摩区東三田 1-1-1

- 小田急線（東京メトロ千代田線直通）「生田駅」南口下車 徒歩 10 分
- 小田急線「向ヶ丘遊園駅」北口下車 小田急バス 3 番のりば「明治大学正門前」行約 17 分、終点下車

(4) 中野キャンパス https://www.meiji.ac.jp/koho/campus_guide/nakano/access.html

〒164-8525 東京都中野区中野 4-21-1

- JR 中央線・総武線、東京メトロ東西線「中野駅」下車 徒歩 8 分

駿河台キャンパス案内図



国際教育事務室：グローバルフロント 2階

- | | |
|-------------------|--------------------------|
| ① 岸本辰雄ホール | ⑦ 創立者レリーフ |
| ② 学生食堂 (スカイラウンジ暁) | ⑧ 明治大学博物館・阿久悠記念館 |
| ③ 教室 | ⑨ 紫紺ホール |
| ④ 陽だまり広場 | 【A】ラウンジ「マロニエ」 |
| ⑤ 中央図書館 | 【B】cafe Pensee (カフェ パンセ) |
| ⑥ リバティアカデミー | 【C】明大マート |

和泉キャンパス案内図



国際教育事務室：第一校舎 1階

生田キャンパス案内図



国際教育事務室：中央校舎 1 階

中野キャンパス案内図



事務室：低層棟 3階

- | | |
|----------------|--------------|
| ① 創立者レリーフ | ⑥ ラーニング・ラウンジ |
| ② 正面入口 | ⑦ 中野図書館 |
| ③ アトリウム | ⑧ 学生食堂 |
| ④ 3階ラウンジ | ⑨ 中野四季の森公園 |
| ⑤ クロスフィールドラウンジ | |

11 学外諸施設の紹介

【1】相談機関

(1) 全般

1) 東京都生活文化局広報広聴部都民の声課 外国人相談

東京で暮らしている外国人の方々のために、入国関係、婚姻・国籍、仕事など、日常生活上に関する相談（電話・面談）を行っています。

■場所： 新宿区西新宿 2-8-1 東京都庁第1本庁舎3階 都民の声課「外国人相談」

言語	電話	曜日（祝日を除く）	受付時間
英語	03-5320-7744	月～金	9:30～12:00 13:00～17:00
中国語	03-5320-7766	火・金	
韓国語	03-5320-7700	水	

■URL: <https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/iken-sodan/otoiawase/madoguchi/koe/tominnokoe/index.html>

(2) 医療

1) 東京都医療機関・薬局案内サービス「ひまわり」

外国語で対応可能な病院の紹介を行っています。またウェブサイトで医療機関を検索できます。

■URL: <https://www.himawari.metro.tokyo.jp/>

◇東京都保健医療情報センター（ひまわり）医療情報サービス（英語・中国語・韓国語・タイ語・スペイン語）

外国語で受診できる医療機関や、日本の医療制度などのお問い合わせに相談員が応じます。

■Tel : 03-5285-8181

■受付時間：毎日 9:00～20:00

2) AMDA 国際医療情報センター

電話で各国語（8か国語）により、言葉の通じる医療機関の紹介や医療福祉制度など医療情報の提供を行っています。

■Tel : 03-6233-9266

言語	曜日	受付時間
英語	月～金	10:00～16:00
中国語	火・木	
韓国語	月	
タイ語	火	
スペイン語	水	
ポルトガル語	金	
フィリピン語	月	
ベトナム語	第2、第4水	

■URL: <https://www.amdamedicalcenter.com/activities>

3) こころとからだの相談フリーダイヤル

明治大学の学生（非正規生除く）とその保護者の方が無料でご利用できる、学外相談機関（ティーベック株式会社）による相談サービスがあります。大学が委託契約を結んだ学外機関で、こころとからだの専門家が相談に応じてくれます。

以下のようなご要望がある方は、こちらの「こころとからだの相談フリーダイヤル 24」をご利用ください。

○学生相談室の開室時間外（夜間、長期休業期間）に相談したい

○大学に相談内容を知られたくない等

■URL: <https://www.meiji.ac.jp/soudan/kokokara.html>

(3) 労働相談

1) 外国人在留支援センター

外国人在留支援センター（FRESC／フレスク）では、日本で暮らし、活躍する外国人の在留を支援する政府の窓口が集まり、外国人からの相談対応、外国人を雇用したい企業の支援、外国人支援に取り組む地方公共団体の支援などの取組を行っています。

■場所 東京都新宿区四谷一丁目6番1号四谷タワー 1 3階 TEL 0570-011000

2) 東京都労働相談情報センター

アルバイトでの賃金トラブルの相談。来所相談は、事前の予約が必要です。

■場所：飯田橋 千代田区飯田橋 3-10-3 東京しごとセンター9階

大崎 品川区大崎 1-11-1 ゲートシティ大崎 ウェストタワー2階

国分寺 国分寺市南町 3-22-10

言語	センター・事務所	電話	曜日	相談時間
英語	飯田橋	03-3265-6110	月～金	14:00～16:00
	大崎	03-3495-6110	火	
	国分寺	042-321-6110	木	
中国語	飯田橋	03-3265-6110	火・水・木	14:00～16:00

■URL: <https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/soudan-c/center/consult/guide.html>

明治大学 問い合わせ先

各学部事務室等への問い合わせ先は以下のページから確認してください。

■お問い合わせ一覧のページ：

<https://www.meiji.ac.jp/koho/information/inquiry/index.html>



外国人留学生のためのガイドブック 2023
International Student's Guidebook 2023

発行日 2024年4月1日
発行 明治大学国際教育事務室
〒101-8301 東京都千代田区神田駿河台 1 - 1
TEL 03-3296-4141
Email cip@mics.meiji.ac.jp